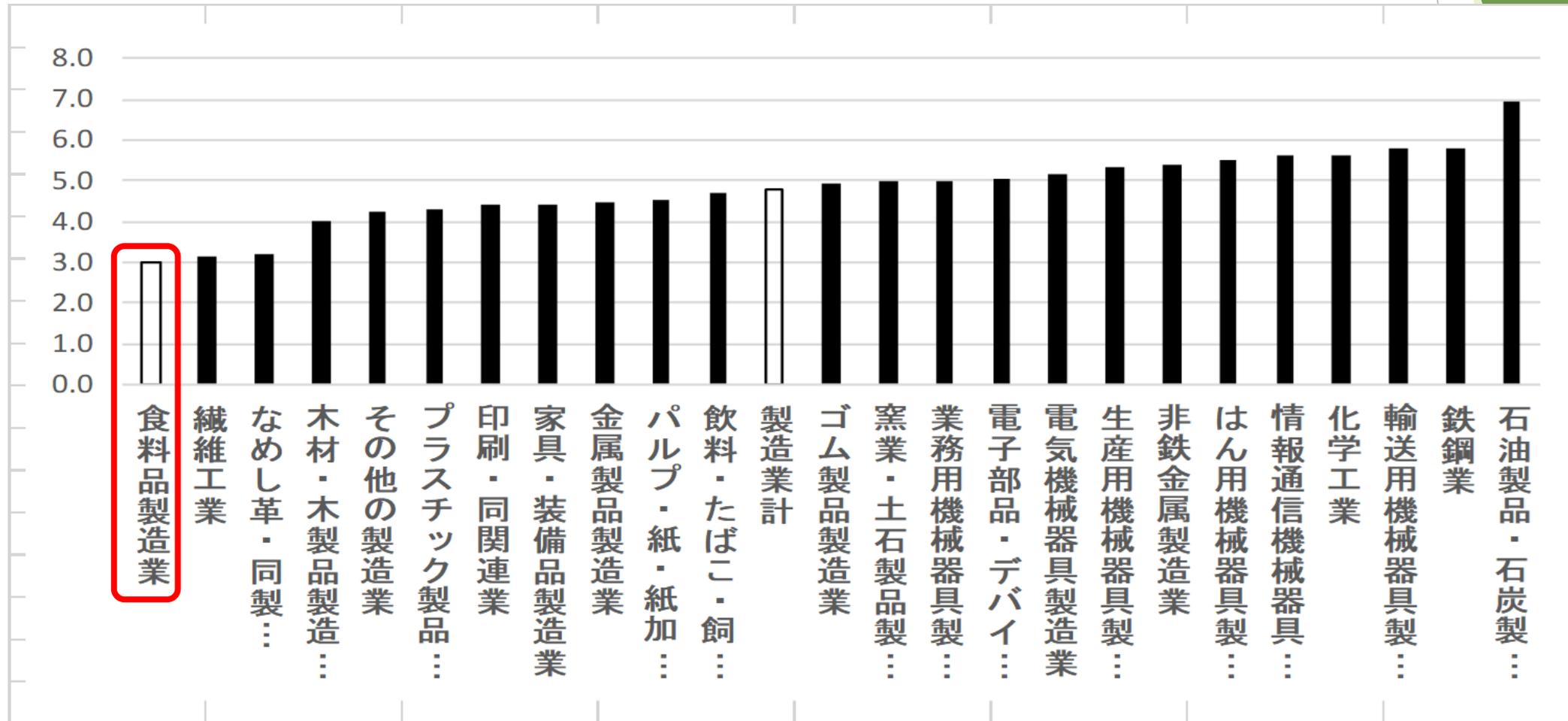


▶ 中食(惣菜業界)産業 の課題

中食産業が抱える課題

▶ 労働力の不足(就業率の低さ:低賃金)

「産業中分類ごとの平均給与額」



▶ すし・弁当・調理パン製造業の労働生産性が低い

「食品製造業の業種別の従業員一人当たり付加価値額※」



※付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課
費用総額 = 売上原価 + 販売費及び一般管理費

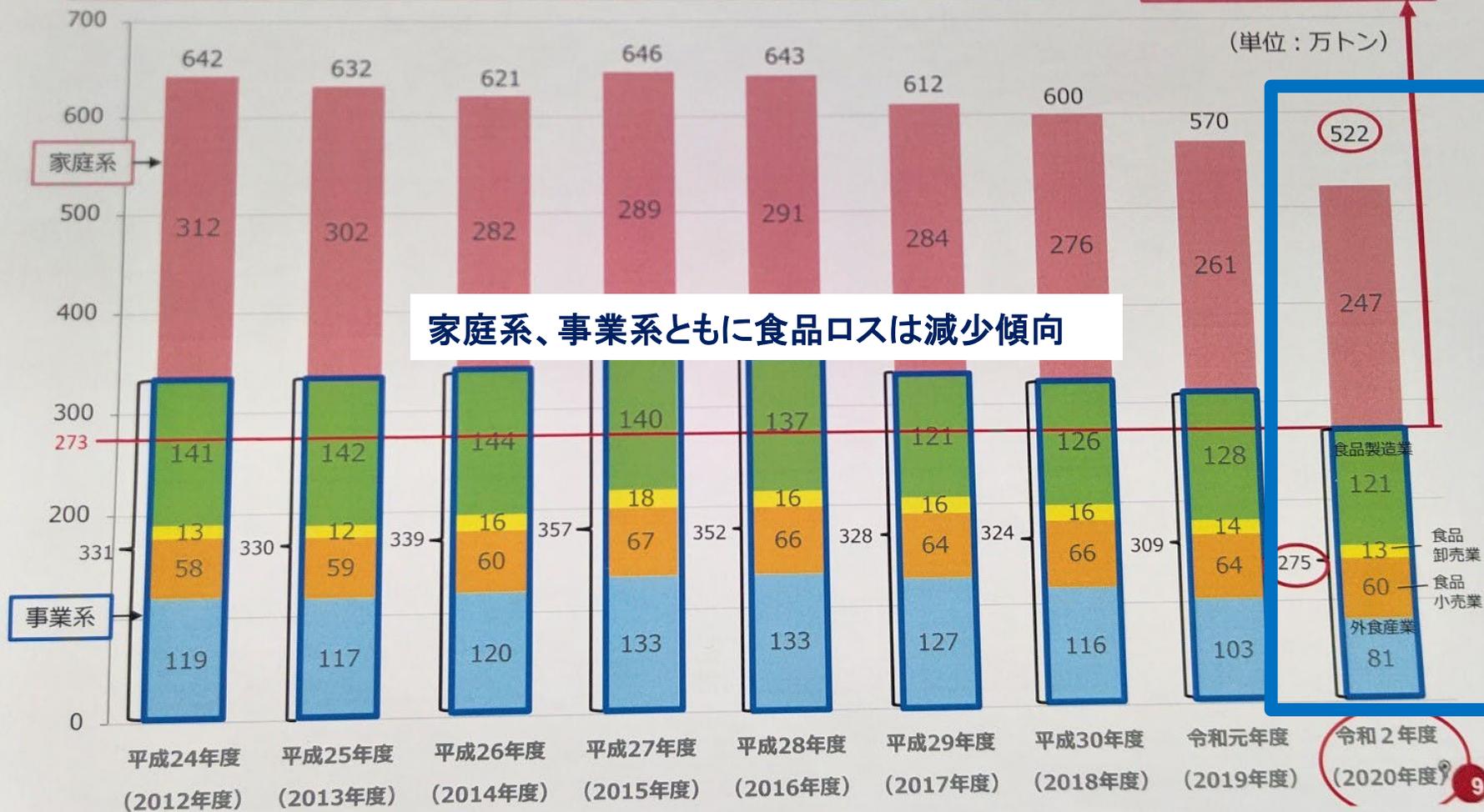
「付加価値」とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出。

▶ 食品ロス

食品ロス量の推移（平成24～令和2年度）

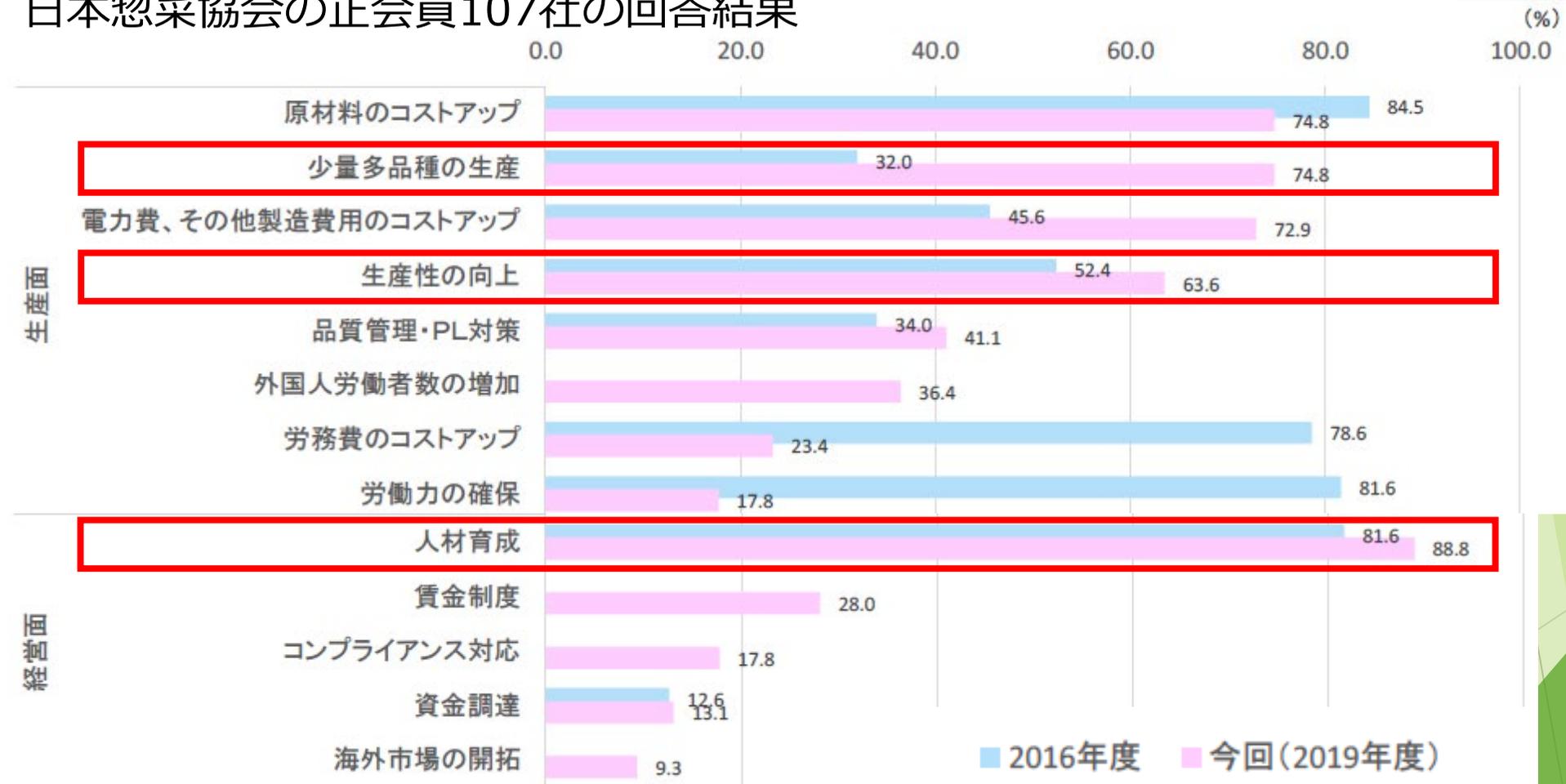
- ✓ 令和2年度食品ロス量は522万トン、うち事業系は275万トン。
- ✓ いずれも、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降、最少値。

2030年度事業系食品ロス量削減目標
(273万トン)



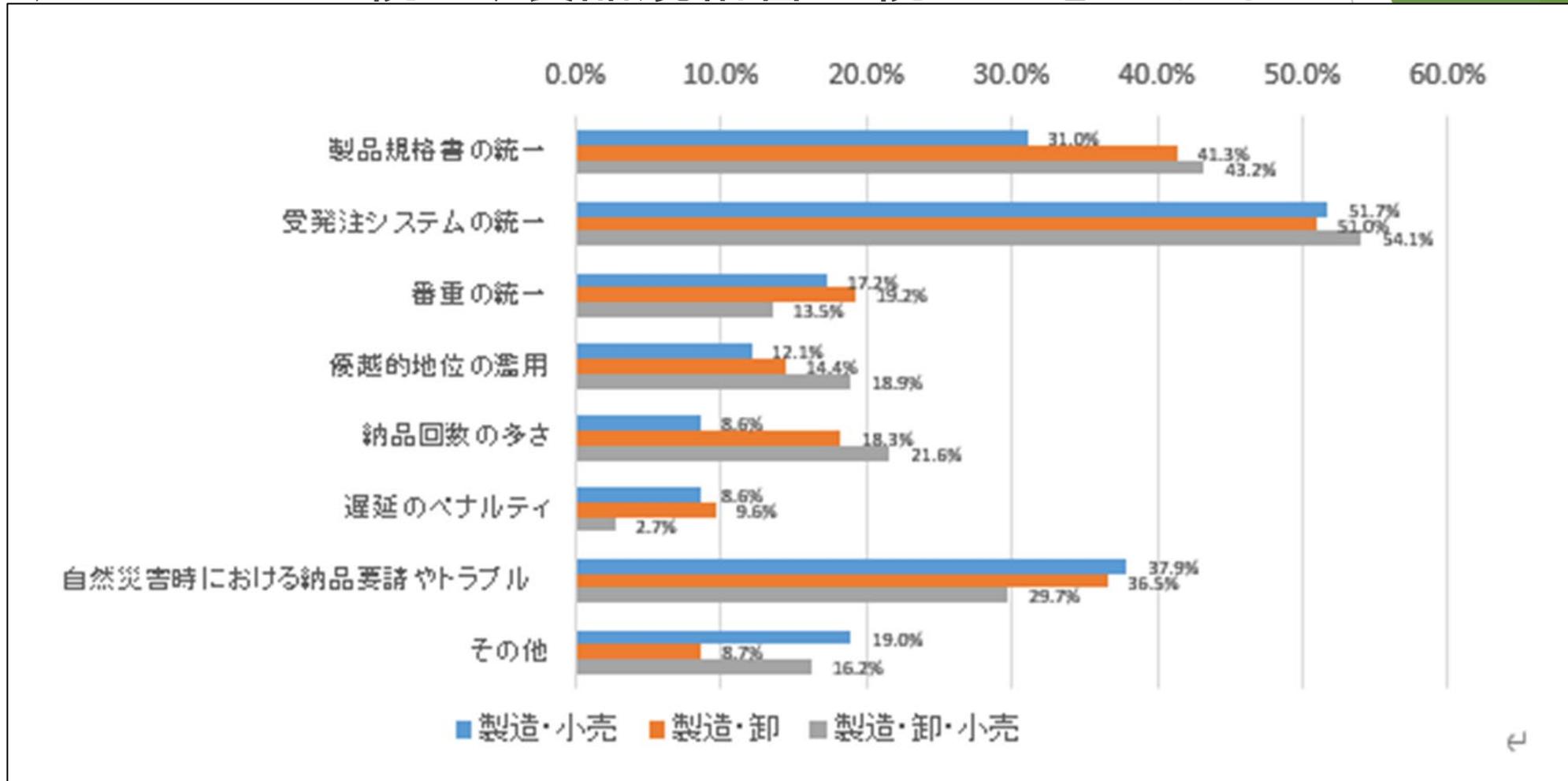
▶ 惣菜製造業が抱えている経営課題

日本惣菜協会の正会員107社の回答結果



▶ 日本惣菜協会の会員が抱える流通課題

受注生産システムの統一、製品規格書の統一が急がれる



▶ 中食産業を取り巻く課題 まとめ

① 生産性が低い

(労働集約型、小ロット多品種の製造、デジタル化・自動化の遅れ)

② **流通課題**

(企業毎の商品情報の「規格書」・納品「番重」への対応)

③ 労働者の高齢化

④ 価値が認められにくい (販売単価が低い)

⑤ SDGsへの対応 (食品ロスへの対応) 等

業界全体・他業界を巻き込んだ対策が必要

「技能実習・特定技能制度の在り方に関する有識者会議」

による技能実習制度改正案の問題点について

はじめに

この度の技能実習制度の改正案では、現行の制度が悪であるかのような一方的な見地に立っており、改善のためには特定技能制度に切り替えるべきとの偏った考え方から進められた改正内容のように思われます。

改正案では新たな問題の発生が懸念され、現在指摘されている奴隷制度のようであると呼ばれている問題点も解決されないままであります。結果的に

「特定業種」「都市部」だけが勝ち組となり、最低賃金が低い地域周辺の負け組とはっきりと結果が分かれることになると考えられます。

本来、技能実習制度と人手不足を同じテーブルで議論すること自体滑稽であり、考えられないことであると感じています。

例えば、農林水産省の分野で申し上げれば、改正案で一番の話題に上っている1年後の同業種内での転職について、転職要件の緩和による影響を「農業・水産業関係」は上手に乗り切ることができそうであると考えていますが、惣菜製造業分野においては大きな打撃を受けることになると考えています。

法的に転職を可能とすれば、引き抜き等が活発になり、新たなビジネスが横行して賃金の高い地域への転職者は当然のことながら増えることになると思います。日本でも最近は少なくなってきましたが、60～70年代の頃の若者は都会への憧れが強く、田舎から都会へと就職先を求めたことから、発展途上国から招く若者も同様に、都会への憧れや都市部の賃金の高さに惹かれ転職することは当然の行為であると考えます。

技能実習制度は、これまで趣旨と違う歪な運用をされてきましたが、地方産業とりわけ農業・水産業・縫製業等を守ることに對して、大きな役割を果たしてきたと言っても過言ではないと考えています。

特定技能制度に進む流れは、中小零細企業の人手不足に對するよりも、中

規模・大規模企業の人手不足対策のための人材派遣業に向かってしまっていることが大きな問題であると考えます。

問題点

- ・転職条件の基準の低さ(転職条件：日本語検定 N3 相当取得)。
- ・優先されるべき職種順位は技能実習職種か特定技能職種か。
- * 現行の改正案では、団体監理型の 1 年業種申請が不可となる。
- * 特定技能職種以外の技能実習職種は継続が不可となる。

技能実習の問題点(国としての課題)

1、実習生の擁る手数料問題

・今一度制度の原点に立ち戻り、送り出し国との協議において「派遣料・教育費・諸経費等」の取り決めを行い、出国にかかる経費を最大でも 1,000US\$以内に抑える。日本側の受入れ企業も最低月 10,000 円×受入月額(360,000 円程度)と教育補助金 30,000 円～50,000 円程度を負担し、技能実習生の負担を軽減する。

2、転職問題

- ・転職基準を日本語検定 N3 相当取得に上げる。日本語のわからない技能実習生の移動転職は危険であると考えます。
- ・受け入れ諸経費(渡航費・講習費・講習手当・諸経費等)を明確にし、転職者の受入先に月割で負担させる。

3、職種作業内容

- ・現行の作業内容・区分を、特定技能同様に小分類から中分類に変更する。

上記内容での改正により、現行法における技能実習制度の問題点は解決できると考えています。

今後は、予想される特定技能生の問題点を取り急ぎ検討すべきでと思います。

デリモの人財確保に向けて外国人労働者への取り組みと望む事

- ① 技能実習制度時(仕事中は基本日本語での話し合い=日本人の不信がなくなる)
 - ・日本語を強化(現地と日本国内)
 - ・サブリーダーの設置(インカムでの日本人との調整)
 - ・社内日本語研修
 - ・母国で日本語を生かして収入を3倍かた5倍する

- ② 1号特定技能制度時
 - ・N2、N1を目指す応援
 - ・日本語学校通学支援
 - ・専門学校通学支援

- ③ 2号特定技能制度に向けて
 - ・日本惣菜協会惣菜管理士試験受講(2名受験:1名合格)

今後望むこと

- ① 日本で生活する人と母国を発展させる人の見極めを日本に入国5年以内に判断
母国の農業を維持する限界が5年
ミャンマー国ミャウミャウの事例
日本福島原発後の活性化事例

- ② 2号特定技能生ではなく日本語N1と何かその職業に関わる資格(例えば、惣菜管理士、調理師)を取った時の就労ビザの発行
(どれだけN1があっても4年生大学の卒業が必須:建築やITはいろいろな任意試験での取得で就労ビザは発給されるが、食品にはない)

課題

SNSを通じた母国語でのプロパガンダが横行している。母国語で母国の先人が仲介料(平均20万円)見かけのお金で転職する。中には個人での母国語圏内が多い。